

有明体操競技場における木材利用について

■ 建物概要

所在地	東京都江東区有明一丁目7-4 (地名地番)
構造	鉄骨造一部木造 地上3階建て 高さ約30m
敷地面積	約96,400㎡
延床面積	約35,500㎡ (本体建築物のみ)
観客席数	約12,000席

■ 整備スケジュール

基本設計	2015年6月～2016年1月
実施設計	2016年11月～2017年10月
施工	2017年11月～2019年10月

■ 主な木材使用箇所

- ・大梁：約1,500㎡
- ・外装材等：約800㎡
- 計 約2,300㎡

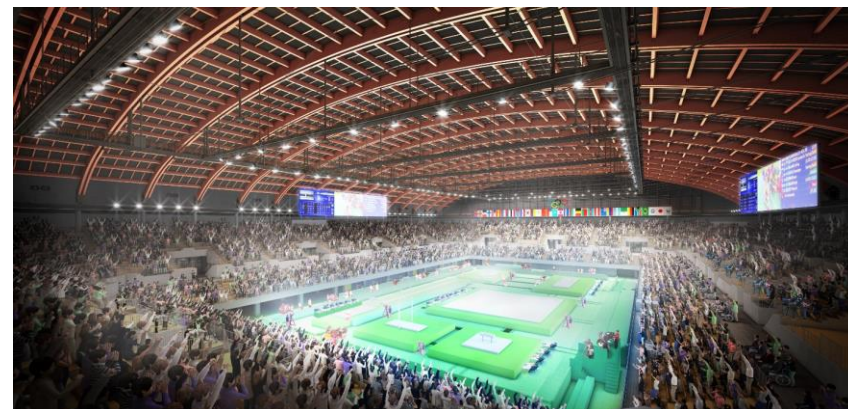
※大会終了後は仮設物を撤去し、
東京都が10年程度展示場として後利用する



外観パース



国産木材を使用した外装



国産木材を使用した屋根架構

有明体操競技場における木材利用について

■ 現在の進捗状況



2018年12月時点 有明北雨水ポンプ所屋上より撮影
(大会時メインエントランス側)



2018年12月時点 メインイメージ図と同じ方向より撮影

■ 大梁のリフトアップ工事

- ・ 木造アーチと鉄製ケーブルによる木製張弦梁構造により、国内最大級の幅約90m・奥行き約120mの大屋根空間を実現
- ・ 大梁（幅69.6m・奥行き14.4m・重量200t）のリフトアップ工法を採用
- ・ 2018年9月 リフトアップ工事を開始（全5回）
- ・ 2018年11月 第2回リフトアップを公開
- ・ 2019年春ごろ リフトアップ完了予定



2018年9月 第1回リフトアップ工事の様子

選手村ビレッジプラザにおける木材利用について

■ 建物概要

所在地 東京都中央区晴海四丁目地内
構造 木造 平屋建て 高さ約6m
敷地面積 約15,000㎡
延床面積 約5,300㎡

■ 整備スケジュール

基本設計 2016年10月～2017年9月
実施設計 2018年2月～2018年10月
施工 2019年1月～2020年4月

■ 日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～

- ・ 全国の自治体から借り受けた木材でビレッジプラザを建築
大会後に各自治体は解体された木材を持ち帰り、
レガシーとして活用するプロジェクト
- ・ 公募により全国各地の63自治体を事業協力者に決定

■ 主な使用木材

- ・ 構造用製材
(スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等)
 - ・ 構造用集成材
 - ・ CLT
 - ・ 構造用合板
- 計 約1,500㎡



内観イメージ (2018年10月時点)

【事業協力自治体一覧】

北海道	北海道紋別市	中部	新潟県・柏崎市・十日町市・村上市・糸魚川市・上越市・湯沢町・関川村	
	北海道下川町		山梨県	
	北海道置戸町		長野県根羽村・川上村・天龍村	
	北海道遠軽町		岐阜県・関市・中津川市・郡上市・下呂市・白川町・東白川村	
東北	青森県		静岡県	
	岩手県		静岡県静岡市	
	岩手県宮古市		静岡県浜松市	
	宮城県登米市		静岡県小山町	
	秋田県		近畿	和歌山県
	秋田県大館市		中国	鳥取県
	山形県			鳥取県智頭町
関東	山形県山形市		島根県	
	山形県金山町		岡山県	
	福島県	四国	徳島県	
	栃木県・鹿沼市・日光市		愛媛県西予市	
	千葉県		高知県・香美市・大豊町	
	東京都	九州	福岡県東峰村	
	神奈川県相模原市		長崎県	
神奈川県秦野市	熊本県			
	大分県・日田市・佐伯市			
	宮崎県			
	宮崎県日南市			
	鹿児島県			

選手村ビレッジプラザにおける木材利用について

■ 木材使用の目標

オールジャパンによる大会の盛り上げを期待

- ・ 全国から国産木材の使用要請
- ・ 各地域の木材を使用することにより多様性と調和を表現

移転・再築を通じて持続可能性を実現

- ・ 国産木材の使用により森林の保全に寄与
- ・ 大会後のレガシーとして木材を活用

■ 事業協力自治体の役割

- ・ 各自治体は提供する木材の製材、加工、塗装を行い、今後順次、現場に搬入
- ・ 大会後には選手村ビレッジプラザを解体し、各自治体に木材を返却
- ・ 各自治体は木材を持ち帰り、各自治体の公共施設等でレガシーとして活用

■ 事業協力自治体における取組

- ・ 東京2020参画プログラムの活用した伐採式の企画など、大会参画の機運醸成に向けた取組を実施



岐阜県白川町での伐採式（2018年2月）



山形市での伐採式（2018年5月）

「持続可能性に配慮した木材の調達基準」の見直しについて
(東京2020組織委員会)

「持続可能性に配慮した木材の調達基準」の見直しについて

- 組織委員会は、2016年6月に策定した木材の調達基準について、PDCAの考え方に則って、改善するための検討を実施
- 熱帯産木材を中心に、木材を巡る最新の状況を把握するため、「持続可能な調達WG」において、環境NGO、研究機関、認証制度のスキームオーナー、輸入事業者、国内合板製造事業者団体、型枠工事事業者団体等からのヒアリングを実施
- その中で、生産国の汚職、先住民族の権利や生物多様性、パーム農園等の開発に由来する森林減少等に関する課題が挙げられた一方、木材生産国において合法性や持続可能性を確認する仕組みの構築が進んできていること、さらに、民間の森林認証制度、企業によるデュー・ディリジェンス、クリーンウッド法に基づく登録など、各ステークホルダーが様々なアプローチで持続可能性に配慮した森林管理・木材調達に取り組んでいることも確認された。

「持続可能性に配慮した木材の調達基準」の見直しについて

- 組織委員会では、こうしたWGでのヒアリングや議論を踏まえ、木材の調達基準に以下の点を追加して改定。
 - ・ パーム農園の開発など森林減少に由来する木材の使用抑制
 - ・ 製造事業者等に係る情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応の推奨
- 組織委員会では、改定した木材の調達基準について、本年3月以降に入札情報の公表等発注手続きが開始される調達案件に適用することとし、それ以前に遡っての適用はしない。

組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される木材については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した木材の調達基準

1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。
 - ア 建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング
 - イ 建設に用いられるコンクリート型枠合板
 - ウ 家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）
2. 組織委員会は、木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。なお、コンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。
 - ①伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
 - ②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来することものであり、森林の農地等への転換に由来するものでないこと
 - ③伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
 - ④伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
 - ⑤伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること
3. FSC^{注1}、PEFC^{注2}、SGEC^{注3}による認証材については、上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。
4. 上記3の認証材でない場合は、上記2の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙1に示す方法により証明されなければならない。
5. サプライヤーは、上記3または4に該当する木材を選択する上で、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択すべきである。
6. サプライヤーは、使用する木材について、上記3の認証及び4の証明に関する書類を5年間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

7. サプライヤーは、伐採地までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で当該木材の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記 2 を満たさない木材を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

注 1 : Forest Stewardship Council (森林管理協議会)

注 2 : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes

注 3 : Sustainable Green Ecosystem Council (緑の循環認証会議)

別紙 1（認証材以外の証明方法）

持続可能性に配慮した木材の調達基準（以下「調達基準」という。）の 4 については以下のとおりとする。

- (1) 調達基準 2 の①の確認については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年 2 月 2 日変更閣議決定）における「合板型枠」と同様の扱いとする。
- (2) 調達基準 2 の②～⑤については、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。
 - ②：当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていること、および農地等に転換されるものでないことを確認する。
 - ③：当該木材が生産される森林について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていることを確認する。
 - ④：当該木材が生産される森林について、先住民族や地域住民からの苦情・要請等がある場合には、これを受け付け、誠実に対応していることを確認する。
 - ⑤：当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。
- (3) 各事業者は、直近の納入先に対して、上記（2）の確認が実施された木材であることを証明する書類（証明書）を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。
- (4) 型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合には、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。
- (5) 各事業者は、当該木材についての入出荷の記録や証明書を含む関係書類を 5 年間保存しなければならない。

大会関係機関による「持続可能性に配慮した調達コード」に係る
通報受付窓口の設置状況について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都及び日本スポーツ振興センターにおいては、以下のとおり、「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口を設置しています。

設置主体	窓口	対象範囲	備考
東京 2020 組織委員会	メールアドレス：grievance(at)suscode.tokyo2020.jp 郵送先：〒163-1011 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号 新宿パークタワー11 階 (公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 総務局 持続可能性部 ※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。	東京 2020 組織委員会の調達案件で、同組織委員会の業務運用基準の「5. 対象案件」に示すもの	関係文書等については以下のウェブサイト参照 https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/
東京都	メールアドレス：S1050702(at)section.metro.tokyo.jp 郵送先：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 14 階 オリンピック・パラリンピック準備局 計画推進部運営課 ※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。	東京都の調達案件で、東京都の業務運用基準の「2. 対象案件」に示すもの	関係文書等については以下のウェブサイト参照 http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaiyunbi/torikumi/tyoutatu/index.html
日本スポーツ振興センター (JSC)	メールアドレス：以下のウェブサイト上の問い合わせフォームから入手 https://www.jpnsport.go.jp/corp/tabid/449/Default.aspx 郵送先：〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35 独立行政法人日本スポーツ振興センター 総務部総務課	JSC の調達案件で、JSC の業務運用基準の「3. 対象案件」に示すもの	関係文書等については以下のウェブサイト参照 https://www.jpnsport.go.jp/corp/tabid/449/Default.aspx